

専門業務型裁量労働制に関する協定書

京都府公立大学法人（以下「法人」という。）と京都府公立大学法人京都府立大学下鴨事業場過半数代表者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3の規定に基づき、専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり協定する。

（適用対象者）

第1条 本協定は、京都府公立大学法人教職員就業規則（平成20年京都府公立大学法人規則第3号）の適用を受け京都府立大学下鴨事業場（以下「大学」という。）に勤務し、教授研究の業務に従事の上、主として研究に従事する教員で、教授、准教授、講師、助教の職にある者（以下「教員」という。）に適用する。

（専門業務型裁量労働制の原則）

第2条 法人は、教員に対しては、業務遂行の手段及び時間配分の決定等につき裁量に委ねるものとし、また、具体的な指示を行わない。ただし、職場秩序及び大学の管理運営上必要な指示等についてはこの限りでない。

（事前の同意等）

第3条 専門業務型裁量労働制を適用するに当たっては、法人は、事前に教員本人の同意（以下「本人同意」という。）を得なければならない。本人同意を得るに当たっては、法人は、専門業務型裁量労働制の制度の概要、制度の適用を受けることに同意した場合に適用される給与・評価制度の内容並びに同意しなかった場合の配置及び処遇について、教員に対し、明示した上で説明する。

2 前項において同意をした教員は、所定の手続に従い、当該同意を撤回することができる。

（不利益取り扱いの禁止）

第4条 法人は、前条において、同意をしなかった教員又は同意を撤回した教員に対して、当該同意をしなかったこと又は同意を撤回したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

（勤務時間の取扱い）

第5条 教員が、所定勤務日に勤務した場合は、1日7時間45分勤務したものとみなす。

2 教員は、出退勤管理システムにより出退勤時刻の記録を行う。

3 教員が、出張等業務の都合により事業場外で従事する場合には、事前に所属長の下承を得てこれを行う。所属長の下承を得た場合には、第1項に定める時間労働したものとみなす。

(休憩、休日)

第6条 教員の休憩、休日は京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成20年京都府公立大学法人規程第11号）の定めるところによる。

(週休日、深夜勤務)

第7条 教員の週休日勤務、午後10時から翌朝午前5時までの勤務(以下「深夜勤務」という。)については、本協定は適用されない。ただし、週休日の振替を取得する場合、出勤をした週休日については、第5条第1項に規定する時間の勤務をしたものとみなす。

- 2 週休日勤務、深夜勤務については、法人の命令又は事前に所属長の許可を受けること。
- 3 週休日勤務又は深夜勤務をした場合は、京都府公立大学法人教職員給与規程（平成20年京都府公立大学法人規程第15号）の定めるところにより、割増賃金を支給する。

(健康及び福祉を確保するための措置)

第8条 法人は、教員の健康及び福祉を確保するために、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 法人は、出退勤管理システムにより教員の労働時間の状況及び健康状態を把握する。把握した1週間当たりの労働時間が38時間45分を超えた時間の合計が1箇月当たり60時間を超えた教員については、専門業務型裁量労働制の適用を解除する。
- (2) 教員は、毎月、自己の健康状態を把握し、出退勤管理システムにより産業医面談の希望の有無を含めて申告する。
- (3) 法人は、前号の産業医面談の希望がある場合、必要に応じて産業医の保健指導を受けさせる。

(裁量労働適用の中止及び再適用)

第9条 前条の措置の結果、教員に専門業務型裁量労働制を適用することがふさわしくないと認められた場合又は教員が専門業務型裁量労働制の適用の同意の撤回を申し出た場合は、法人は、当該教員に専門業務型裁量労働制を適用しない。

- 2 前条第1号の規定により、専門業務型裁量労働制の適用を解除された教員については、法人は、当該教員の勤務状況（労働時間の状況を含む。）や健康状態等を踏まえて、専門業務型裁量労働制の再適用の可否を個別具体的に判断する。
- 3 前項の規定により、法人が再適用可と判断した場合であっても、再適用に際しては、改めて当該教員の同意を得なければならない。

(苦情に関する措置)

第10条 法人は、対象となる教員からの苦情を適切に処理するため、京都府立大学事務局総務

